ハラスメント防止対策の指針

株式会社peace of mind

放課後等デイサービス ぐろーあっぷ都城 多機能型事業所 ぐろーあっぷ高原 多機能型事業所 ぐろーあっぷconnect 多機能型事業所 ぐろーあっぷ高崎

1. 事業所におけるハラスメント防止に関する目的

株式会社peace of mindが運営する「児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所」(以下、当事業所という)は利用児・者に対してより良い支援を実現するために、職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止する。ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはいけない。従業員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重されることを目的とし、本方針を定めることとする。

2. 事業所におけるハラスメント防止に関する基本的考え

(1) パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、 労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。

- ① 身体的な攻撃 (暴行・傷害)
- ② 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- ③ 人間関係の切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④ 過小な要求(仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる)
- ⑤ 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ⑥ 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記2に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。
- (2) セクシャルハラスメント
- ①性的な内容の発言(性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど)
- ②性的な行動(性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど)
- (3) 利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさす。
- ①身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む)

例:ものを投げる、叩かれる、蹴られる

②精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例:大声を出す、理不尽な要求をする

③セクシャルハラスメント (意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ない やがらせ行為)

委員会の構成と役割虐待防止検討委員会の責任者:管理者・事業所責任者虐待防止対策の 担当者:管理者・事業所責任者チェックリスト、ヒヤリハット事例の報告・分析:事業所 責任者及び指導員

第三者、専門家:必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、行政の担当者等

3. 職場におけるハラスメント対策

- (1) 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、ハラスメントが 発生しないよう、下記の取り組みを行う。
- ① 円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。
- ② 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
- (2) ハラスメント防止のために、年1回は本基本指針を徹底するなどハラスメント研修 を行う。
- (3) ハラスメントの相談窓口を法人内に設置することとし、代表および本部事務が窓口を担当する。
- ① ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。
- ② ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保する。
- ③ ハラスメントの判断や対応は、相談窓口担当者会議で検討する。

(4) 事業所内で発生した虐待の報告方法等

- ①虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- ②緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の 保全を優先します。

4. 支援現場におけるハラスメント対策

- (1) 職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け、次の対策を行う。
- ① 事業所が行うサービスの範囲及び費用
- ② 職員に対する金品の心づけのお断り
- ③ サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、相談窓口フォームより連絡いただく。
- ④ 職員へのハラスメントを行わないこと身体的な攻撃 (暴行・傷害)
- (2)利用者・家族から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、上司及び管理者に報告・相談を行う。
- (3)管理者は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、相談窓口担当 者会議で検討をし、必要な対応を行う。

5. ハラスメント対策における職員研修

下記の事項について、年1回研修を行う。

- (1) 基本指針
- (2) 支援の内容
- ① 契約書や重要事項説明書の利用者への説明
- ② 契約の内容を超えたサービスは提供できないこと
- ③ 利用者に対し説明をしたものの、十分に理解されていない場合の対応
- ④ 金品などの心づけのお断り
- (3) 服装や身だしなみとして注意すべきこと
- (4) 職員個人の情報提供に関して注意すべきこと
- (5) 利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること
- (6) ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること
- (7) その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要がある こと、その場合には速やかに報告・相談すること。

6. 指針の閲覧について

ハラスメント防止対策のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に 閲覧できるように、株式会社LIBERTAのホームページに公表します。

附則

この指針は、令和5年1月1日より施行する。